

随意契約に係る契約締結前の公表について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号の規定に基づく随意契約について、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第137条第6項第2号の規定により、契約締結前に、次のとおり公表する。

令和2年6月5日

山梨県総務部情報政策課長

契約の目的となる物品 又は役務の名称	株式会社YSK e-com 「AtReader」
契約の目的となる物品 又は役務の数量	1 式
契約の相手方の決定方法 及び選定基準	やまなしトライアル発注商品認定制度により 認定された商品及びこれを生産する業者である こと
公募により相手方を決定 する場合の申請方法	
その他必要な事項	